

体系区分	規 程
制定年月日	2024 年 4 月 1 日

社員規程

一般社団法人電力需給調整力取引所

制定・改正履歴

[illegible]

目 次

第1条	目的	1
第2条	社員適格	1
第3条	欠格事由	1
第4条	入社条件	1
第5条	入社手続	1
第6条	審査手続	2
第7条	基金の拠出	2
第8条	社員資格の取得	2
第9条	届出事項	2
第10条	遵守事項	3
第11条	その他	3
付則		4

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人電力需給調整力取引所（以下、「本法人」という）の定款第2章に定める社員に関する事項について定める。

2 本規程の変更は、社員総会の決議をもって行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

(社員適格)

第2条 本法人は、定款第8条1項にいう、本法人の事業目的の実現に貢献できる者であって、かつ次の各号のいずれかに該当する者（以下、「社員適格者」という）に、本法人の社員たる資格を付与することができる。

(1) 北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社および本法人からの承認により、本法人が運営する需給調整市場の取引会員の資格を付与された者（以下、「市場参加者」という）。

(2) 前号の他、理事会が適格と認めた者

(欠格事由)

第3条 本法人は、社員適格者が次の各号のいずれか（以下、「欠格事由」という）に該当する場合、社員たる資格を付与することができない。

(1) 破産者で復権を得ない者または外国法令上これと同様に取り扱われている者、もしくは会社更生・民事再生等の途中の者

(2) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがないこととなった日から5年を経過するまでの者

(3) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者または成年被後見人もしくは外国の法令上これと同様に扱われている者

(4) 本法人または他の取引所から除名処分を受けた者

(5) その他理事会が社員として不適格であると認める者

2 入社後に欠格事由に該当するに至った場合、当該社員は、社員たる資格を喪失したものとみなされる。

(入社条件)

第4条 本法人に入社を希望する者（以下、「入社希望者」という）は、次の各号に定める入社条件に同意しなければならない。

(1) 本法人の定款、その他本法人の定める規程類の規定事項に同意し、これらを遵守すること。

(2) 基金を拠出すること。最低拠出金額は金300万円とし、現物拠出は認めない。

(入社手続)

第5条 入社希望者は、所定の入社申込用紙2通に、住所、氏名または商号もしくは名称および基金の申込みをしようとする金額を記載して、これに記名捺印し、本法人に提出しなければならない。

2 前項の入社申込用紙には、次に掲げる書類（以下、入社申込用紙と併せて、「入社申込書類」という）を添付しなければならない。

（１）２名以上の社員による推薦書。ただし、理事会が必要でないとしたときは、この限りでない。

（２）前号のほか、理事会が必要と認める書面

（審査手続）

第6条 本法人は、前条の入社申込書類を受領した後、遅滞なく、理事会を開催し、入社の可否を審査するものとする。

2 本法人は、前項の理事会の決定内容を、入社希望者に、書面をもって通知する。なお、承認の通知を受けた入社希望者は、入社申込用紙に記載した基金の申込みをしようとする金額の全部または一部について、基金の拠出の同意を取り消すことはできないものとする。

3 理事会が入社希望者の入社を承認した場合、社員総会において、入社希望者の拠出する基金の増加について、承認決議を得るものとする。なお、当該社員総会に出席する社員は、合理的な理由がない限り、承認を拒否することができない。

4 前項の社員総会の承認を得た後速やかに、本法人は、基金の拠出の申込用紙を入社希望者に送付する。なお、社員総会の承認が得られないときは、その旨の理由を付して通知する。

5 本法人は、本条に定める審査等のために、入社希望者の臨席を求めて、その意見等を訊くことができる。

（基金の拠出）

第7条 基金の拠出の申込用紙を受領した入社希望者は、遅滞なく、次の手続を行うものとする。

（１）基金の拠出の申込用紙を受領後、基金の拠出を申し込もうとした金額について、基金の拠出の申込みを行うこと

（２）基金の割当の通知を受領後、当該通知および理事会の指示に従い、基金の払込みその他理事会が必要と認める手続を行うこと

2 本法人は、基金の払込みを確認後、速やかに、社員名簿の記載を変更し、基金の拠出を証明する書面を交付する。

（社員資格の取得）

第8条 入社希望者は、前条の基金の拠出を証明する書面の交付をもって、社員たる資格を取得する。

（届出事項）

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、その旨を書面をもって本法人に届け出なければならない。

（１）社員適格を喪失した場合および欠格事由に該当するに至った場合

（２）社員が市場参加資格を喪失したとき

（３）氏名または商号もしくは名称を変更したとき

（４）住所または本店もしくは主たる事務所を変更したとき

（５）合併もしくは分割、または会社の重要な営業の全部もしくは一部を譲渡したとき

（６）支払不能状態に陥ったとき、または銀行取引の停止処分を受けたとき

(7) 租税滞納処分もしくはその処分の例によって差押えを受け、または裁判所から差押え、仮処分もしくはその他の保全処分を受けたとき

(8) 破産、民事再生もしくは会社更正手続の開始、特別清算の開始または商法上の会社の整理の開始の申立てのあったとき

(9) 電力（調整力含む）の売買等に関する取引に係る重要な訴訟の当事者となったとき

(10) 犯罪嫌疑で起訴されたとき

(11) 他の取引所から除名処分を受けたとき

2 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を書面をもって本法人に届け出なければならない。

(1) 法人が破産により解散し、または個人が破産した場合においては、その破産管財人

(2) 合併および破産以外の事由により解散した場合においては、その清算人

(3) 個人が死亡した場合においては、その相続人個人が成年被後見人となった場合には、その法定代理人

3 前二項に定める場合のほか、本法人は、合理的な理由に基づき理事会が必要と認める事項について、社員に届出または報告を求めることができる。

(遵守事項)

第10条 社員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 本法人の円滑な運営と事業活動の発展に努めること

(2) 本取引所での取引における公正な価格形成と円滑な流通を確保し、もって本取引所の機能の維持および向上に努めること

(3) 法令および本法人の定款その他規程類等を遵守すること

(4) 本法人の信用を重んじ、これを損なう行為を行わないこと

(5) 入社中はもとより退社後であっても、本法人について知り得た機密情報および本法人の社員または市場参加者の個人情報を漏えいしないこと

(6) 本法人が特定の目的のために基金の募集を行った場合、可能な範囲でその拠出に協力すること

(その他)

第11条 本規程に定めのない事項は、定款の定めるところによる。

付 則

本規程は、2024年4月1日から施行する。

以上